

国立大学法人東京海洋大学保有個人情報の電磁的記録についての開示方法要項

平成17年3月8日

海洋大規第 271号

改正 平成29年5月18日 海洋大規第 176号

(趣旨)

第1 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第24条及び国立大学法人東京海洋大学個人情報保護規則（平成17年海洋大規第268号）第24条に基づき、国立大学法人東京海洋大学（以下「法人」という。）が電磁的記録に記録されている保有個人情報を開示する場合の実施方法については、この要項の定めるところによる。

(電磁的記録の開示方法)

第2 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第24条第1項で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 録音テープ又は録音ディスク

- イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格 C5568 に適合するものに限る）に複写したものの交付

二 ビデオテープ又はビデオディスク

- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格 C5581 に適合するものに限る。）に複写したものの交付

三 電磁的記録（前2号又は次号に該当に該当するものを除く。）次に掲げる方法であって、法人がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次号において同じ。）により行うことができるもの

- イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴のように供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
- ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- ニ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格 X6223 に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付
- ホ 当該電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

四 電磁的記録（前号ニ又はホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。）次に掲げる方法であって、法人がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

- イ 前号イからハまでに掲げる方法
- ロ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格 X6141 若しくは X6142 又は国際規格 15757 に適合するものに限る。）に複写したものの交付
- ハ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格 X6130 (DDS-3) に適合するものに限る。）に複写したものの交付

(雑則)

第3 この要項に定めるもののほか、保有個人情報の開示の実施に関し必要な事項は、法人が別に定める。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年海洋大規則第176号)

この要項は、平成29年5月30日から施行する。